

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	単価契約常総国道事務所不動産鑑定評価業務3E(その1)
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 丸山昌宏 茨城県土浦市川口1-1-26
契約締結日	令和3年4月9日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104-5
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥177,100 基準単価
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令 第102条の4第3項 本業務は、常総国道事務所が施行する道路事業に必要となる茨城県土浦市、つくば市、牛久市及び河内町内の評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものであり、当該業務の施行者は資格を有する不動産鑑定業者であることはもとより、対象地域の状況に精通し、豊富な経験を有する者である必要がある。 当該業者は、企画競争方式に基づき提出された企画提案書の審査の結果、総合的に優れていると評価したものであり、当該業務を実施するのに適切と認められたため。 当事務所は、賃貸ビルに入居しており、専用駐車場がなく、運転者が車両から離れて一時的に駐車ができないことから、レンタカーの当該事務所敷地内での引き渡しが出来ないため、職員が出向き店頭引渡しを要件としている。 また、契約の相手方としては、不測の事故防止(契約関係書類及び機材の運搬)や緊急時の対応を考慮し、事務所から徒歩5分前後で到着できる業者であることが必要である。 契約の相手方は、当事務所から500mの距離に存在し、上記の条件を満たす唯一の業者であるため。
備考	単価契約 契約単価×予定数量 ¥3,806,000